

# かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所  
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

令和2年7月1日

## ▶ TOPIC 雇用調整助成金が変わりました!!

かねてより上限額引上げ等の拡充案が漏れ伝わっていた雇用調整助成金ですが、6月12日に国会にて2次補正予算案が成立したことより、その取扱いが変更されています。

### 【 6月12日発表の主な拡充案 】

#### ① 助成額の上限額引上げ(9/30まで)

1人あたり日額 8,330円 → 「15,000円」に引上げ

#### ② 解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業の助成率引上げ(9/30まで)

原則9/10 → 「一律10/10(100%)」に引上げ

①、②ともに、R2年4月1日に遡って適用されます。

すでに支給済みの場合についても、遡って上限額引上げによる差額が7月以降随時、自動的に追加支給されます。

なお、今回の拡充案では…、遡って上限額が引上げられたことにより、すでに支払った休業手当の支給率の変更(増額)についても対応可能となっています。

例えば…、支払済みの4月分休業手当を60%から80%へ変更したい場合、増額部分の休業手当の差額を支給 → 増額される助成金の追加申請が出来ます!!



#### ③ 緊急対応期間(特例期間)も9/30まで延長

これにより、下記事項も延長されるため、利用しやすさも当面続きます。

- ・残業相殺の停止
- ・短時間休業の一斉要件の緩和
- ・休業規模(中小企業1/40)の緩和
- ・支給限度日数(1年300日、3年150日)からのカウント除外 …など

上限額引上げによる、「休業手当の支給率見直し」や「助成額の試算」などのご相談に応じております。お気軽にご連絡下さい。

今回の雇用調整助成金は、R2年1月24日以降行った休業に今からでも対応可能です。過ぎてしまったからもう申請出来ない…ではありません。気になる企業様は、ぜひ弊社までご相談下さい。

